

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件八件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件
- 保安林の指定をする件三件

告示

福島県告示第五百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年八月十九日から同年十二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二三九番一四ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 眞貝 康一
（変更後）代表取締役 犬飼 新
- 三 変更した年月日

令和四年六月二十四日

届出年月日

令和四年七月二十六日

届出をした者

日本貨物鉄道株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年八月十九日から同年十二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか二二筆
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）平南ホールディングス合同会社
代表社員 一般社団法人平南
職務執行者 荒川 和也
東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア十五階
（変更後）平南ホールディングス合同会社
代表社員 株式会社中原商事
職務執行者 禹 竜太
東京都中央区晴海三丁目一三番一―五二二四号

変更した年月日

令和四年五月二十日

届出年月日

令和四年七月二十六日

届出をした者

平南ホールディングス合同会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) エイトプロ郡山安積店 福島県郡山市南二丁目一二九番ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

以下の事項について留意されるようお願いいたします。

1 防犯対策への協力

事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

2 街並みづくり等への配慮等

敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になります。(他法令で義務付けがあるものは除く)

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン二本松インター 福島県二本松市成田町一丁目八一〇番

二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル本宮館町店 福島県本宮市本宮字館町四五番地二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル小原田店 福島県郡山市小原田五丁目九九番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

- 二 ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平谷川瀬三丁目二一番地一〇ほか
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
1 廃棄物に係る事項
(一) 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、

早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。

(三) 事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、市の許可業者に委託すること。

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年八月十九日から同年九月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ会津坂下 福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田九九〇番ほか三九筆

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所
白河市表郷金山字大子山一の二、二の一、二の二

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡矢祭町大字東館字南沢一三の二、四一の八、四一の九、四九、五三の三、五三の四

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所
南相馬市小高区浦尻字前田四一、四二の一、四三の一、六五から七二まで、八二から九一まで、九二の一、字北向一〇八、一〇九

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
 - 双葉郡双葉町大字中浜字本町六五の一から六五の五まで、六六、七一の一、七三の一、七三の二、七四、字西川原一の三、一、五から一一まで、一三から一五まで、一六の四、一八の一、一八の二
 - 2 指定の目的
 - 潮害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、双葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 二 保安林の所在場所
 - 双葉郡双葉町大字中野字羽山前七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七九の一、八〇から八二まで、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九一の一、一八七、二四九の二、二五〇の四、二五三の一、二五六の一、二五八の二、二五九、二六〇、二六四、二六五の一、二六九の一、三七六から三七九まで、三八一から三八五まで
- 2 指定の目的
 - 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、双葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
 - 双葉郡富岡町大字仏浜字釜田三八二から三八八まで
- 2 指定の目的
 - 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(森林保全課)

